

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がはじまります。

◆ 3歳児クラス以上の入所児童の保育料が無償化されます。

◎保育料の無償化にあたって、新たな手続きは必要ありません。

◎1号認定(教育)の場合は、満3歳児から対象となります。

◎0～2歳児クラスの住民税非課税世帯も無償化の対象となります。

◎実費として徴収されている費用(食材料費・行事費など)は無償化の対象外です。



◆ 3歳児クラス以上(2号認定(保育))の副食費(おかず代等)は 園に直接お支払いすることになります。※詳細は裏面参照

◎主食費(ごはん代等)は今まで通り、園に直接お支払いいただくこととなります。

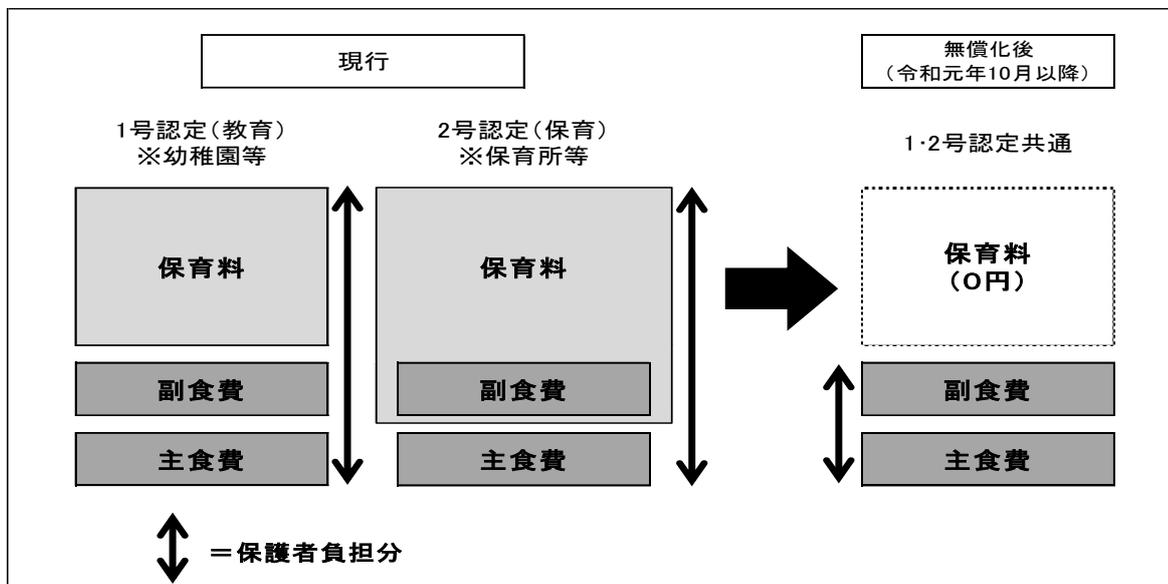
◎1号認定(教育)は今まで通り、園に直接お支払いいただくこととなります。

◎0～2歳児クラスは今まで通り、保育料の中に主食費と副食費が含まれます。

3～5歳児クラス	現行	無償化後(10月～)
保育料	所得に応じた保育料	0円
主食費	園に直接お支払い	現行通り
副食費	1号認定(教育): 園に直接お支払い 2号認定(保育): 保育料に含まれる	園に直接お支払い

給食費について(3歳児クラス以上)

給食費には主食費(ごはん代等)と副食費(おかず代等)があります。3歳児クラス以上の2号認定の場合、今まで保育料に含まれていた副食費が、下図のように無償化後は園に直接お支払いいただくことになりました。なお、主食費・副食費の金額、支払方法、支払時期等は施設毎に異なるため、施設にご確認ください。



・副食費の免除制度について

副食費については、保育料の無償化前と比べて保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられます。免除対象者は以下のいずれかに該当する場合です。なお、副食費のみであり、主食費は免除されません。

① 年収360万円未満相当の世帯の子ども

国の示す推定年収のため実際の年収とは異なり、原則として保護者の合算した市民税所得割額が、以下の額に該当するかで判定します。

世帯状況	市民税所得割額
1号認定	77,101円未満
2号認定(ひとり親世帯等)	77,101円未満
2号認定(ひとり親世帯等以外)	57,700円未満

② 第3子以降

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等について、生計を一にする兄弟が利用する場合、以下の範囲内の第3子以降が対象となります。

- ・1号認定(教育) 小学校3年生までの範囲
- ・2号認定(保育) 小学校就学前までの範囲

・副食費の免除の通知について

副食費の免除対象者のみ、免除対象である旨の通知をご自宅に郵送します。

免除の有無は月単位となり、世帯状況等で免除の有無が変わる場合があります。通常翌月分からの変更となりますが、変更の事実が過去に起こっていた場合、現年度内に限り、遡って免除の有無が変更となることがあります。

【お問い合わせ】
所沢市役所 保育幼稚園課
電話 04-2998-9126